第百十三条	書類又は電磁的記録	書類	
	記載又は記録	記載	
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた	
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面	
	当該書面又は電磁的記録	当該書面	
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面	
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法	
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書	
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について	
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書	
	当該電子調書	当該調書	
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載	
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して	
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する	
第二百六十一条第四項	電子調書	調書	
	記録しなければ	記載しなければ	

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第二項の改正規定及び第三十四条第一項第一号の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（特定和解の執行決定に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（次条において「新法」という。）第二十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に成立する特定和解について適用する。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における経過措置）

第三条　新法第二十七条の六から第二十七条の九までの規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。次項において「民事訴訟法等改正法」という。）の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2　民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十七条の十の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の二の項中「又は調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）第五条第一項」を「、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二十七条の二第一項」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第五条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五　確定した執行決定のある特定和解

第三十三条第二項第一号中「第六号の四」を「第六号の五」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第六条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法務大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄